

令和5年度整備管理者選任後研修の追加実施

長野運輸支局長から、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4による「整備管理者の研修」(整備管理者選任後研修)を下記実施要領により追加で実施しますので、受講義務のある選任整備管理者は必ず受講するようお願いいたします。(受講義務のない補助者等が受講しても、受講義務のある選任整備管理者の受講がない場合、当該事業所は未受講となるので選任届を事前に確認下さい。なお、支局より補助者の受講は遠慮頂く旨の案内があります。) 担当：水崎

令和5年度 整備管理者選任後研修実施要領

1. 日時・場所

令和6年2月7日(水) 13:30~16:30 長野県トラック会館

大型車での来場はお断りします。また、駐車場でのトラブル等には一切の責任を負いかねます。

2. 受講対象者

長野運輸支局管内の自動車運送事業者(管内に所在する営業所等を含む)において選任されている整備管理者で、次の方が対象になります。

- ① 今年度新たに整備管理者に選任された者。
- ② 令和4年度整備管理者研修を受講していない者。

上記以外の方(補助者等も含む)の受講は、受講対象者の受講に支障があるため控えて下さい。

3. 研修内容

- (1) 整備管理者の実務について
- (2) 整備管理者制度について
- (3) 最近の主要法令・通達関係について

4. 研修資料

令和5年度整備管理者選任後研修資料(簡易版)

(本資料は北陸信越運輸局ホームページに掲載されているので、各社で閲覧等して下さい。当日は印刷した簡易版(研修受講版)をこちらで配布して使用します。)

5. 研修資料代等

500円(会員は協会で負担します)

6. 受講申込書(出席者名簿)の提出について

会報内の受講申込書に受講月日、受講会場等を記入のうえ、令和6年1月4日(水)から令和6年1月12日(金)までに(公社)長野県トラック協会あてFAXで申込み下さい。

なお、受講義務のない補助者等は、新型コロナウイルス感染予防のため会場の人数制限もあり長野運輸支局よりご遠慮頂く旨の案内がありますので受講はご遠慮下さい。(本来は、受講した選任管理者に補助者への教育義務があります。)

また、上記事由により会場の人数制限をさせて頂く関係上、日時・会場等は希望に添えない場合がありますのでご了承下さい。(同一事業者の同一日の複数名受講は後日調整させて頂く場合があります。)

申込み後にやむをえず受講日の変更を希望される場合は、速やかに当協会まで連絡下さい。(無断欠席されますと、会場収容能力の関係でお断りした他の受講者の迷惑になります。)

7. 3年度から整備管理者手帳を廃止し、代わりに当日、受講者全員に受講確認書(受講者本人自署)を発行しますので、ペン等(鉛筆不可)を必ず持参ください。手帳を持参する必要はありません。

会場のコロナ対策 ～長野運輸支局～

- ・研修当日、発熱、咳等の症状がある者は受講を控える。
 - ・研修会場にいる間はマスクの着用を必須とし、マスクを着用していない場合は受講を断る。
 - ・会場に入る前に必ず手の消毒を行って入場する。会場に再入場する時も同様とする。
 - ・受講者については、前後左右一定の間隔を確保させるため、席は指定とする。
 - ・研修中(着席中)は会話しないようにする。
- ※当日マスクは配布しないので自身で準備下さい。未着用者は上記のとおり受講できません。
 なお、これらの対策を順守しない者がいた場合は、研修を中止する場合があります。

令和5年度 整備管理者選任後研修申込書 (追加分) 会員用

令和 年 月 日

(公社) 長野県トラック協会長 殿

会社名 _____

TEL _____

受講月日	会場	氏名	生年月日	営業所名
2月7日	長野	フリガナ	昭和 . . 平成 . .	
2月7日	長野	フリガナ	昭和 . . 平成 . .	
2月7日	長野	フリガナ	昭和 . . 平成 . .	
2月7日	長野	フリガナ	昭和 . . 平成 . .	
		フリガナ	昭和 . . 平成 . .	
		フリガナ	昭和 . . 平成 . .	

受講申込みFAX 026-254-5155

申込み締切日 令和6年1月12日(金)まで(原則先着順)

※個々への受講申込完了の返信は一切しておりません。送受信トラブル等によりFAXが届いていない場合もありますので、心配な方は事前に電話にて申込み確認の照会をお願いします。(届いたFAXのうち受付できない場合のみ、満員によるお断り等の連絡をさせていただいております。)